

野生イノシシにおける豚熱への感染事例の確認について

今後の県の対応（野生イノシシ対策の強化：全庁的な対応）

[発見地点から半径10kmの区域－『感染確認区域』]

(1) 捕獲の強化（自然環境課）

- ア ハンターマップへの感染確認区域の落とし込み → ホームページへ掲載
- イ 支庁・振興局、市町村、県猟友会へ情報提供
- ウ 県全体での捕獲目標頭数（30→60頭/月）の設定と、捕獲に係る県猟友会への協力依頼

(2) 豚熱サーベイランスの強化（家畜防疫対策課）

少なくとも28日間、(1)により捕獲された個体及び死亡個体についてPCR検査を実施

(3) 捕獲イノシシのジビエ利用の制限（衛生管理課）

感染確認区域で捕獲された野生イノシシは、検査で陰性確認された個体のみ処理・出荷が可能

- ア 県内すべてのジビエ処理施設へ情報提供
- イ 感染確認区域から野生イノシシの搬入がある施設に対し、必要に応じた指導

(4) 豚熱経口ワクチン（国が80万個を備蓄）の緊急散布

[農業普及技術課]

- ア 支庁・振興局、市町村へ情報提供
- イ 散布する区域、期間、個数等の検討
- ウ ワクチン散布実施計画の策定、国との協議
- エ 県豚熱経口ワクチン対策協議会事務局（県畜産協会）との調整
- オ ワクチンの受入



経口ワクチン（農水省資料参照）

[ワクチン散布区域を管轄する支庁・振興局]

- ア 散布箇所の検討、必要資材の確認
- イ 防疫対策拠点の設置、ワクチン散布班（各地域で事前に検討済み）の編成
- ウ 散布地点の地権者との調整
- エ 1回目の緊急散布（2日間程度）、散布5日後に残渣の回収
- オ 1回目の1か月後に2回目の緊急散布（2日間程度）、散布5日後に残渣の回収

→ 緊急散布以降は、定期散布（4～6月、11～3月）へ移行